建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

１　分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法 |
| ①建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取り外し  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由（　　　　　） |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由（　　　　　） |
| ③外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取り壊し  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他（　　　　　） | その他の取り壊し  □有　　　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

２　解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　　　　　　　　円）

３　再資源化等をするための施設の名称及び所在地　　　　　　　　　　　　　　　別紙のとおり

４　再資源化等に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　　　　　　　　円）